

## 令和2年度矢巾町障がい者就労施設等優先調達方針

### 1 趣旨

本町では、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）」第9条第1項の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定める。

### 2 適用範囲

この方針の適用範囲は、町の執行機関及び公営企業並びに議会事務局とする。

### 3 調達物品等及びその目標

物品（食品類、花苗、縫製品等、その他）	500千円以上
役務（印刷、クリーニング、その他）	1,200千円以上

### 4 調達の実施

物品等の調達に当たっては、矢巾町契約規則（平成19年矢巾町規則第19号）別表に定める額を超えない場合については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）や矢巾町会計規則（平成19年矢巾町規則第18号）等関係規定に従い、予算の適正な執行に留意しつつ、障がい者就労施設等と随意契約により契約を締結するなど、障がい者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

### 5 調達実績の公表

調達実績については、翌年度の5月末までに概要を取りまとめ、町ホームページ等により公表する。

### 6 当該調達方針に基づく担当窓口

この調達方針の担当窓口は、福祉課とする。ただし、公契約に関する窓口は、総務課とする。

### 7 その他

- （1）高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づいて設置されたシルバー人材センターや地元中小企業等に十分に配慮しながら、障がい者就労施設等からの物品等の調達を進める。
- （2）調達した物品等に対し、発注した部署、受注した障がい者就労施設等から十分な意見聴取し、双方の益につながるよう調達業務の改善に努める。